

安全衛生委員会の議事概要未周知に関する富岡労働基準監督署からの
是正勧告書の受領について

2019年3月15日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

当所は、労働安全衛生規則に基づき開催した安全衛生委員会*において、同委員会の議事概要を所員へ周知していなかったとして、本日、富岡労働基準監督署より労働安全衛生法違反としての是正勧告書を受領いたしました。

労働安全衛生規則第23条では、事業者は安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、同委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を労働者に周知させることとなっておりますが、当所において、2018年9月から同年12月までに開催した同委員会の作成済みの議事概要を所員に対して周知していなかったことについて、2019年2月26日に社内の監査報告書で認識し、同日、富岡労働基準監督署に報告しておりました。

2018年9月から同年12月までの議事概要は既に所員に周知しておりますが、是正勧告書を踏まえ、原因と対策を検討し、再発防止に努めてまいります。

以 上

* 安全衛生委員会

労働者の安全と健康を確保するため、事業所における安全衛生や健康管理等について、労使双方が調査、審議、意見交換する場のこと。

<参考（抜粋）>

労働安全衛生規則第23条（委員会の会議）

事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月一回以上開催するようにしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111（代表）